6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「ＰＳコンクリート」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。
ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成17年度以降に、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
○　同種工事
・プレストレスコンクリート構造物の施工実績（人工地盤および桟橋のＰＣ構造物を含む。）。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、釧路開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
㋑　平成17年度以降に、上記イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
7　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html
9　資格審査結果の通知
資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、歯舞漁港人工地盤（２・３工区）建設その他工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。
⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局釧路開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。
⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。
ア　北海道開発局事業振興部工事管理課
イ　北海道開発局釧路開発建設部契約課

調　達　予　定

コンピューター製品及びサービスの調達予定の公示

令和２年度当初において判明している80万ＳＤＲ超のコンピューター製品及びサービスの調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ超となるものがあり得ます。

令和２年９月11日

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局

①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice

○独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　植嶋　卓巳
◎調達機関番号　567　◎所在地番号　13

①71、27　②電子決裁システムの開発・保守運用業務　③購入等　④2020年７月　⑤独立行政法人国際協力機構調達部契約第三課　〒102―8012 東京都千代田区二番町５―25　二番町センタービル　電話03―5226―6609

①71、27　②本部ヘルプデスク竹橋拠点追加　③購入等　④2020年８月　⑤独立行政法人国際協力機構調達部契約第三課　〒102―8012 東京都千代田区二番町５―25　二番町センタービル　電話03―5226―6609

①71、27　②（フェーズ２）ポストコロナの情報システム基盤拡充・クラウド化の設計・構築及び運用支援　③購入等　④2020年10月　⑤独立行政法人国際協力機構調達部契約第三課　〒102―8012 東京都千代田区二番町５―25　二番町センタービル　電話03―5226―6609

①71、27　②（フェーズ３）ポストコロナの情報システム基盤拡充・クラウド化の設計・構築及び運用支援　③購入等　④2020年10月　⑤独立行政法人国際協力機構調達部契約第三課　〒102―8012 東京都千代田区二番町５―25　二番町センタービル　電話03―5226―6609

①71、27　②2021―2025年度　ＪＩＣＡウェブサイト制作・保守運用管理業務　③購入等　④2020年12月　⑤独立行政法人国際協力機構調達部契約第三課　〒102―8012 東京都千代田区二番町５―25　二番町センタービル　電話03―5226―6609